

第四期特定健康診査等実施計画

ルネサス健康保険組合

最終更新日：令和6年09月19日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	加入者の疾病別総医療費の傾向を見ると、生活習慣病疾患が上位（高血圧、糖尿病、脂質異常症）を占めている。	➔	生活習慣病対策の継続が必要（特定保健指導、重症化予防）
No.2	特定保健指導実施者の次年度の健診結果を見ると、特定保健指導参加者の健診結果の改善者が多い。	➔	特定保健指導、重症化予防事業の参加率の向上を図ることが必要
No.3	メタボ判定者と非メタボ判定者の一人当たり医療費は、メタボ判定者の医療費が大きくなっている。	➔	特定保健指導の重要性のPR継続

基本的な考え方（任意）

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に示された令和11年度の単一健保の目標値（特定健康診査90%、特定保健指導60%）を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの目標値を設定。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診・生活習慣病健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1

↓

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～60、対象者分類：被保険者
方法	事業所通知、健保通知により、健診受診勧奨
体制	事業所と共同で実施

事業目標

被保険者は全員健診受診

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
参加率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標						
参加者への周知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知	事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知	事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知
R9年度	R10年度	R11年度
事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知	事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知	事業所通知、ホームページ、アプリによる周知通知

2 事業名 特定健診・生活習慣病健診（被扶養者、任継、特退）

対応する健康課題番号 No.1

↓

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～60、対象者分類：被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者
方法	健保から毎年度始めに対象者自宅宛てに健診ガイドを個別送付。年度途中には受診勧奨通知（はがき）を個別送付。
体制	健保・健診ガイド当の委託先との共同体制

事業目標

被扶養者、任継、特退の健診率向上に向け、検針ガイドなどの周知内容の工夫と定期的な受診勧奨の実施

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
参加率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
アウトプット指標						
対象者への通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。	健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。	健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。
R9年度	R10年度	R11年度
健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。	健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。	健診ガイドと受診勧奨通知の個別送付。

3 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：18～74, 対象者分類：加入者全員
方法	健保通達、事業所通達により実施
体制	健保・事業所・委託先の三者体制で推進

事業目標

特定保健指導対象者の参加率向上

評価指標	アウトカム指標		アウトプット指標					
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
参加率	55 %	56 %	57 %	58 %	59 %	60 %		
対象者への周知	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施	被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施	被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施
R9年度	R10年度	R11年度
被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施	被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施	被保険者（社員）は年齢制限なく実施。被扶養者、任継、特退は40歳以上を対象に実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	10,283 / 12,144 = 84.7 %	10,356 / 12,144 = 85.3 %	10,431 / 12,144 = 85.9 %	10,505 / 12,144 = 86.5 %	10,580 / 12,144 = 87.1 %	10,929 / 12,144 = 90.0 %
		被保険者	8,420 / 8,420 = 100.0 %	8,420 / 8,420 = 100.0 %	8,420 / 8,420 = 100.0 %	8,420 / 8,420 = 100.0 %	8,420 / 8,420 = 100.0 %	8,420 / 8,420 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	1,863 / 3,724 = 50.0 %	1,936 / 3,724 = 52.0 %	2,011 / 3,724 = 54.0 %	2,085 / 3,724 = 56.0 %	2,160 / 3,724 = 58.0 %	2,509 / 3,724 = 67.4 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	1,150 / 2,091 = 55.0 %	1,171 / 2,091 = 56.0 %	1,192 / 2,091 = 57.0 %	1,213 / 2,091 = 58.0 %	1,234 / 2,091 = 59.0 %	1,255 / 2,091 = 60.0 %
		動機付け支援	529 / 939 = 56.3 %	539 / 939 = 57.4 %	549 / 939 = 58.5 %	559 / 939 = 59.5 %	569 / 939 = 60.6 %	579 / 939 = 61.7 %
		積極的支援	621 / 1,152 = 53.9 %	632 / 1,152 = 54.9 %	643 / 1,152 = 55.8 %	654 / 1,152 = 56.8 %	665 / 1,152 = 57.7 %	676 / 1,152 = 58.7 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

-

特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

一般被保険者の特定健康診査は、事業主が行う定期健康診断と併せて行う。
被扶養者と任意継続被保険者・特例退職被保険者の特定健康診査は、外部健診代行機関に委託する。
被保険者と被扶養者の特定保健指導は、外部業者に委託する。

2. 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

特定健康診査は、毎年4月から翌年2月末までの期間の実施とする。

特定保健指導は、通年での実施とする。

4. 委託の有無

(1) 特定健診

一般被保険者については、事業主が委託する医療機関又は、健康保険組合が外部健診代行機関に委託する。
被扶養者・任意継続被保険者・特例退職被保険者については、健康保険組合が外部健診代行機関に委託する。

(2) 特定保健指導

一般被保険者・任意継続被保険者・特例退職被保険者及び被扶養者ともに、健康保険組合が外部専門業者に委託する。

5. 受診方法

一般被保険者については、事業主からの案内をもとに、契約機関または事業所敷地内で実施される健診を受診する。
被扶養者・任意継続被保険者・特例退職被保険者については、健康保険組合から送付する案内に従い、契約医療機関において受診する。規程により定めた補助金額の上限を
超す場合は、自己負担とする。

6. 周知・案内方法

ホームページやDMなどを活用して行う。

7. 健診データの受領方法

健診データは、委託先である外部代行機関から受領する。又、保健指導のデータについては、委託先の外部専門業者から受領し、当健保組合で保管する。

8. 特定保健指導対象者の選出の方法

一般被保険者・任意継続被保険者・特例退職被保険者及び被扶養者の特定保健指導の対象者については、外部委託先、または、健康保険組合の健診システムにより階層化し、
選出する。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

プライバシーポリシー

ルネサス健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、プライバシーポリシーをホームページに公表し取り組み
を推進します。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、随時計画の見直しを行う。